

## 資料4 他市の「地区計画の申出制度」等の比較

## () 書きは規則で規定

		検討案	狛江市	多摩市	調布市	府中市	武蔵野市	都市計画提案制度
1.申出者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民又は利害関係人(法第16条第3項)</li> <li>※利害関係人とは、地区計画等の区域内の土地について、所有権、賃借権を持っている者等の法律上の利害関係を有する者のほか、ひろく、その土地周辺の住民なども含まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等</li> <li>・地区まちづくり協議会</li> <li>※市民等とは、住民、土地所有者、借地人、借家人、事業者、在勤者、在学者</li> </ul>	・地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民又は利害関係人(法第16条第3項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民</li> <li>※市民とは、住民、在勤者、在学者、利害関係人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等</li> <li>・まちづくり NPO 法人</li> <li>・まちづくり協議会等</li> <li>※土地所有者等の土地又は建物の所有者、地上権者、賃借権者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等(法第 21 条の2第1項)</li> <li>・まちづくり NPO 法人等、これらに準ずるものとして条例で定められた団体(法第 21 条の2第2項)</li> </ul>
2.要件	法令適合	法その他関係法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合	(法その他関係法令及びまちづくりに関する施策等に適合)	規定なし	(法第 13 条に規定する都市計画基準、マスターplan及び地域別街づくり方針に適合)	(法第 13 条に基づく基準、都市計画に関する基本的な方針、地域別まちづくり方針、まちづくり誘導計画に適合)	法その他関係法令に適合	第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合
	土地の条件	0.5ha 以上の一団の土地	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	0.3ha 以上の一団の土地	0.5ha 以上の一団の土地
	住民説明(申出者が実施)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	説明会を開催し、意見を聴取	規定なし
	住民同意 (地積及び権利者数)	3分の2以上	(2分の1以上)	3分の2以上	(2分の1以上)	(2分の1以上)	2 分の1以上	3分の2以上
3.手続き	変更するか否かの判断の主体	市長	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	市長	市(市長)
	変更する必要がある場合	・提案を踏まえた計画を作成。以降、市が提案する地区計画等の変更手続きと同じ	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	・提案を踏まえた計画を作成。以降、市が提案する地区計画等の変更手続きと同じ	・計画提案を踏まえた都市計画の案を都市計画審議会等へ付議
	変更する必要がない場合	・都市計画審議会に付議	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	・都市計画審議会に付議	・都市計画審議会に付議 ・遅滞なく、その旨及びその理由を提案者に通知
	公表、その他の手続	・提案を公表 ・判断後、その旨及びその理由の公表	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	・提案を公表、縦覧 ・判断後、その旨及びその理由の公表、縦覧	規定なし

都市計画法第 16 条第3項 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。